

売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）申請受付要項

1 事業趣旨

福島県新型コロナウイルス緊急対策（令和3年1月13日から2月14日まで）（以下、「福島県緊急対策」という。）に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売り上げが減少した中小事業者を支援するため、一時金を交付します。

2 交付対象者及び交付要件

(1) 交付対象者

県内の中小事業者（個人事業者も含む）

(2) 交付要件

次の「ア」から「ク」の要件を全て満たすこと。

ア 県内に本社又は本店がある中小事業者で、法人の場合は中小企業基本法上の「会社」に該当し、以下の（ア）又は（イ）に該当すること。

（ア）資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

（イ）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

イ 県内の飲食店と直接または間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月または2月の売り上げが前年同月比で50%以上減少したこと。

ウ 国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。

エ 令和2年の確定申告を行い受領していること。

オ 申請時において事業を継続していること。

カ 以下の（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）福島県緊急対策における営業時間短縮要請の対象事業者

（イ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

キ 以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）国、法人税法別表第1に規定する公共法人

（イ）政治団体

（ウ）宗教上の組織又は団体

（エ）指定管理者、第三セクター

ク 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

3 交付額

1 事業者あたり一律20万円

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

【郵送の場合】令和3年3月 9日（火）から令和3年5月14日（金）まで

【電子申請の場合】令和3年3月15日（月）から令和3年5月14日（金）まで

(2) 申請に必要な書類

別表1のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 郵送の場合

(宛先) 〒960-8043

福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県一時金事務局 宛

※5月14日（金）の消印有効

※切手（送料は申請者負担）を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

イ 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

(URL) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19ichizikin.html>

(4) その他

ア 持参による申請受付は行いませんので、御理解と御協力をお願いします。

イ 申請書類は、福島県商工総務課のホームページ内「売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）」（URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19ichizikin.html>）のページからダウンロードしていただくか、お住まいの市町村、県商工総務課又は各地方振興局（別表2）でお受け取りください。

ウ 申請要件等の詳細については、一時金Q&A等を参照してください。

5 交付決定

(1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは、一時金を交付します。

(2) 申請書類の審査の結果、一時金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

6 問合せ先

一時金に関する専用相談窓口（福島県一時金コールセンター）

(電話) 024-521-8572

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで

7 留意事項

- (1) 国で実施している「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」との重複交付を防止するため、県への申請情報を国に照会し、重複の有無を調査します。
- (2) 申請内容に関して、万が一不正があった場合には、事業者名を公表する等の対応を取ることがあります。
- (3) 申請で把握した個人情報、一時金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用させていただくほか、福島県個人情報保護条例に基づき、目的外利用ないし第三者提供を行うことがあります。
- (4) 事業活動が分かる書類、飲食店との直接・間接の取引を示す書類など一時金の交付に当たって必要となる証拠書類は、一時金の受給の日の属する年度の終了後5年間、県からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう申請者において適切に保管してください。
- (5) 書類の不備等があり、福島県（福島県の委託を受けた者を含む）が申請者に連絡・確認できない場合が相当期間続いたとき（申請受付日から1カ月経過した日、又は令和3年5月28日（金）のいずれか早い方の期日に到達したとき）は、申請が取下げられたものとみなします。
- (6) 一時金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が判明した場合は、一時金の返還、違約金の支払い等を求める場合があります。